

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第5回）
議事要旨**

1. 日時

平成29年2月8日（水）10時00分～12時00分

2. 場所

総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

央戸主査、森主査代理、大谷構成員、小塚構成員、近藤構成員、長田構成員

(2) オブザーバー

一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本コミュニティ放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

(3) 総務省

南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

(1) 視聴履歴等の取扱いに係る検討について（通知・同意取得のあり方）

三島放送政策課企画官から、「指針等に関していただいた御意見について（通知・同意取得関係）」、「視聴履歴等の取扱いに係る検討について（1. 通知・同意取得のあり方）」及び「放送分野ガイドライン改正案に係る前回からの主な修正点」について説明。その後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

【三島放送政策課企画官】

- ・ 資料5-2の通知項目中「保存期間」についても、（既に）公表している場合を除き、通知、又は（後からの）公表するよう努めることとしていることを踏まえ、ただし書きとして補足することを検討している。

【森主査代理】

- ・ そもそも視聴履歴の取り扱いに注意を要するという事は、視聴履歴が個人情報だからではないだろうと考える。実際のプライバシー上の配慮は、契約者以外の世帯の人の視聴履歴や、(個人に紐付かないために視聴履歴に該当しない) 放送番組が特定できる情報を取得しているところで求められる可能性がある。そのため、視聴履歴は慎重に取り扱うべきものとする。この点は、プライバシーの本質的な問題でもあるので、特定の個人が識別できないから何もしなくて良いというものではない。むしろ特定の個人が識別できる視聴履歴の扱いに近づけて、指針等では扱っていただくことが良いと考える。

【小塚構成員】

- ・ 一般の視聴者は、これは個人情報の問題、これは個人情報ではないプライバシーの問題といった区別はしないのではないかと。そのような現状を踏まえた上で、視聴者から見て安心してこういう視聴履歴等に関する情報を収集できる放送サービスを受受できる環境をつくるのが重要だと考える。

【近藤構成員】

- ・ 番組ごとに同意をするのか、放送局単位で包括的に同意するのか、順番やいつ同意をするのか等も考慮して、もう少しわかりやすく書いていただけると望ましい。

【森主査代理】

- ・ どのように情報を取っているのか、誰が取っているのかというのをわかりやすく示していくというのは、放送分野でも当然のことながら今後の大きな課題ではないかと思う。

【近藤構成員】

- ・ 同意のために、(通知の) 長い文章を読まなくてはならないこと、特に、たとえばテレビをつける、クーポンを得る等のために、一々長い文章を読まされるのは視聴者にとって辛い話と思う。

【小塚構成員】

- ・ 重過ぎないインターフェースという点は非常に大事なことであり、そこはこの指針をつくる中で留意すべきことと考える。他方で指針に書けない話もある。例えば、事業者がどう連携するかといったことはこのような場で強制するわけにいかない。(同意取得についても) 必ず放送事業者がほかの事業者を代表しなければならないといったことはいえない。書ける話とそうでない話をよく考えることは必要である。

【小塚構成員】

- ・ 本人が同意権限を持つことは当然として、その本人の周辺の判断能力がある人たち、同居の親族のような人たちにはおそらく黙示的に同意する権限が与えられるのだろう。しかし、偶然来ている他人や判断能力のない子供は、明らかに同意権限がないので、それらの者の操作による外形的な同意というものをどう排除するか、これはインターフェースの配慮として必要なのではないかと。

【森主査代理】

- ・ ほかの家族の人たちのプライバシーを巻き込んでいくことを、どのように適正に事業者側でブロックするのか。代理権の問題ではカバーできないが、当然無関係な人を排除すべき必要性はあるので、適正な手続きの問題として、たとえば注意喚起というのが必要だと思う。

【大谷構成員】

- ・ 幾つかベストプラクティスを考えていく上でのヒントになるようなことがあれば、それらを是非記録して、事業者での取り組みなどのご参考にしていただければと考える。

【宍戸主査】

- ・ 事業者団体の方に誤解がないように認識していただけるような出し方を少し工夫して、事務局とも議論をさせていただきたい。

【大谷構成員】

- ・ 最初に同意をした人が、注意喚起を受けて気を付けたということで足りると思う。常時、（同意したことが）表示されている必要はないと思うが、何らかの簡易な操作をすれば、同意したことが確認できるという仕組みを備えておくということも求める必要があるのではないか。

【森主査代理】

- ・ （事後的に）同意の意思が変更される可能性もあり、視聴履歴の取得の停止の求めを受け付けるオプトアウトを導入することがプライバシーの観点から望ましいということなので、実効化するという趣旨で、オプトアウトができることの表示のようなものが必要ではないか。通知とするのか、容易に知り得る形が良いのかは分からないが、是非やるべき旨を指針に入れるということは一つの方法だと考える。

【大谷構成員】

- ・ 同意を撤回できるようにしなければならない、併せて具体的な（方法、連絡先）等を示さなければいけないと書かれているので、オプトアウトができるといった表示をする必要があると考える。その具体的な手続（方法、連絡先）等の示し方などについて、やはりベストプラクティス的なものが無理がなく例示できるようであれば、その例示を積極的に記載することで、よりオプトアウトが徹底されるのではないか。

【小塚構成員】

- ・ 同意を画面上で取るという前提で議論が進んでいるが、有料放送事業者や受信契約を持っているNHKにおいては、スタッフが書面で同意を取るとすることも考えられる。同意権限の問題はその方が安定的に解決されるので、あまり画面での同意のみに限定した議論をしない方が良い。

【ケーブルテレビ連盟】

- ・ ケーブルの場合、契約時点で契約者に渡す書面により契約内容は明確になっているが、契約後にネット上で契約情報を確認することや、オプトアウトも可能である。視聴中の画面上に同意取得に関する表示が出るというのは、著作権上の問題も生じ得る。同意の取得・オプトアウトの方法については柔軟にお願いしたい。

【衛星放送協会】

- ・ 契約については、共通の有料放送の契約約款がある。約款または付帯する書面で

の同意の取り方として望ましいのは、事前の一括同意もしくは包括同意だと考える。

【小塚構成員】

- ・ 第三者提供又は共同利用の場合について、提供先あるいは共同利用者の範囲をわかるように通知しなければいけないとある。例示どおりでなければ指針違反なのかという、指針では明示の仕方については限定していないと思う。事業者の合併、再編等の可能性を考えると、結果的には外部参照という形が現実的だと思う。

【長田構成員】

- ・ 第三者提供にしろ、共同利用にしろ、最初に同意をした段階から拡大していくような事態は当然想定されるが、それに伴い新たに同意を取り直さなければいけないほどの拡大なのかどうかの範囲について何か参考となるものは是非書いておいていただきたい。また、何らかの形で、通知がその受信者に来る、こういう事業者が増えました、ということが確認できるような仕組みが必要ではないか。

【森主査代理】

- ・ 視聴履歴についてはオプトアウトの規定が設けられており、第三者提供先の増加に対して、そのような利用の拡大は全く想定外であるとして、そのオプトアウトが行使されるということは十分に考えられる。消費者の保護につながる仕組みとして、プッシュの通知を必須にして消費者が気づきやすいようにするというのも選択肢の一つとして考えられるのではないか。

【森主査代理】

- ・ 共同利用については、本人から見て当該個人データを提供する事業者と一体として取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することとしており、おのずと縛りがかかっている。〇〇株式会社グループ、〇〇テレビ系列局となしており、このような範囲に限られるもの。

【森主査代理】

- ・ 統計の作成または匿名加工情報の作成のために視聴履歴を保有できる期間は、あらかじめ定める合理的な期間に限るものとし、それを超える場合には、当該目的であっても改めて本人の同意が必要となることについてもぜひ取り組み、期間も決めていただきたいと考えている。定めていない場合には、抜けルールのような形になってしまうので、痛くもない腹を探られないという意味でも、やっていただくことがルール上良いと考える。

【宍戸主査】

- ・ 同意が要らない場合であっても、長期間に渡って蓄積されるということによって、プロファイリングのリスクや、あるいは（視聴者の）予見可能性といったことからすると、できるだけ、利用目的に応じた合理的な保存期間を定めるということが望ましいと考える。利用する必要がなくなったときは消去するよう努めなければいけない、と放送分野ガイドラインでは書いていることも受けて、指針でこういうことを書いていただいたほうが良いという点を指摘しておきたい。

【日本民間放送連盟】

- ・ 資料5-2の1ページ目、「指針等における基本的な考え方」で踏み込んだ方向性が示されているが、本ワーキンググループの検討は、あくまで今後の指針の策定の参考に資する趣旨であることを再度、確認しておきたい。また、同ページで「3. 指針等のあり方に関する留意すべき指摘」にあげられている「プライバシー保護等の配慮」は、「2. 用語の定義」の※2の記述とどういった関係にあるのか。

【三島放送政策課企画官】

- ・ 「指針等のあり方に関する留意すべき指摘の事項」については、指針に記載することを求めるものではなく、あくまで、業界による指針などを検討する際の参考に資するものとするものと考えている。また、放送分野ガイドラインは個人情報について定めているが、森主査代理から御指摘いただいた内容は、個人を特定できない視聴履歴であってもプライバシー性の高い情報であることを踏まえ、一定の自主ルールのようなものが必要なのではないかという指摘として整理している。

【森主査代理】

- ・ データベースで別々に管理していても、契約者が誰か分かるということであれば個人情報に該当。そもそも、社内のどこを探しても契約者情報がないために、誰の情報か分からないことから（個人情報ではない）「視聴履歴」として取っている場合であっても、やはり一定の配慮が必要となる場合あると考えており、留意が必要。

(2) 今後の検討スケジュール（案）について

三島放送政策課企画官から、「今後の検討スケジュール（案）」について説明。

(以上)